

災害と人権

～災害時における人権を守ろう～



令和5年度 「やさしさつながるほっとHOTメッセージ」作品(尾崎 璃音さん 由岐小学校)

政府の地震調査委員会は、令和7年9月に南海トラフ地震の今後30年以内に起きる確率が「60%から90%程度以上」とであると公表しました。本県ではそのほかにも、中央構造線活断層帯をはじめとする地震や、台風、線状降水帯などによる自然災害の発生が強く懸念されています。

そこで、徳島県教育委員会では、災害時における人権問題を自分の問題として捉え、一人一人の人権を守り、「災害と人権」について学びを深める教育・啓発を推進していくため、この資料を作成しました。学校をはじめ、PTAや社会教育の場で活用されることを願っています。

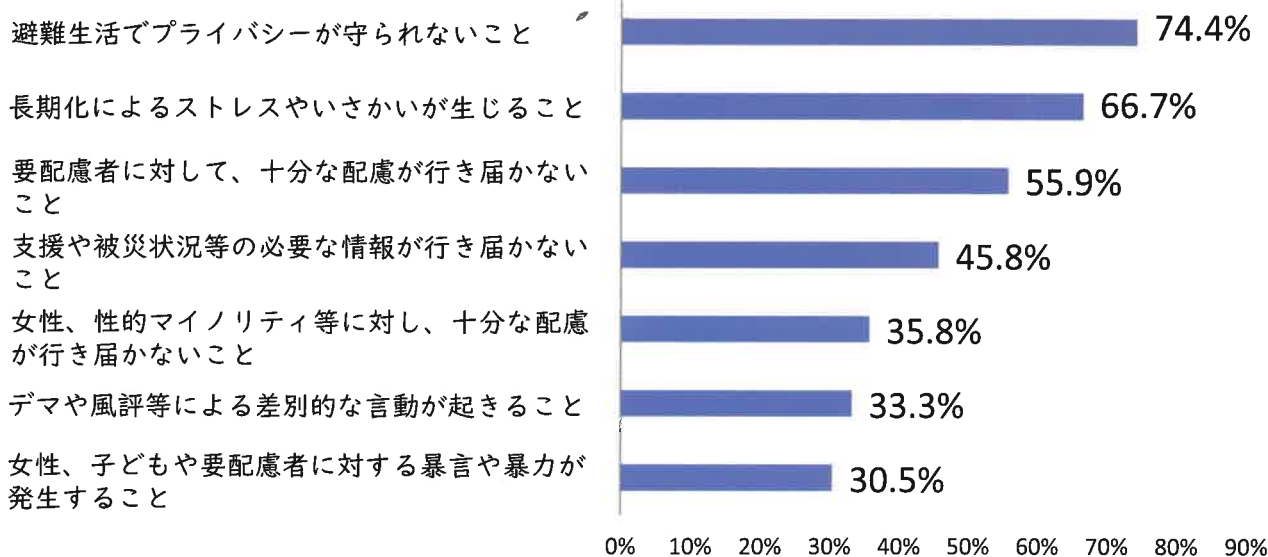


○ 災害時における人権問題

徳島県では、令和6年7月に県民の1,500人(18歳以上)を無作為に抽出した「県民意識調査」を実施しました。その調査の中で、「地震や台風等の災害が起きた場合に、人権上、特に問題となるのは、どのようなことと思いますか」(複数回答可)と尋ねたところ、5割以上の人が「避難生活でプライバシーが守られないこと」、「長期化によるストレスやいさかいが生じること」、「要配慮者に対して、十分な配慮が行き届かないこと」を選んでいました。このことから、**災害が起きた後の、長期化するかもしれない避難生活での人権問題に関心が高い**ことが分かりました。また、**女性や性的マイノリティの人々等への十分な配慮について懸念を示す**回答も、4割近くありました。

【災害時における人権問題】

問 地震や台風等の災害が起きた場合に、人権上、特に問題となるのは、どのようなことと思いますか。



出典：「『人権に関する県民意識調査』報告書(徳島県)令和7年2月」より引用

Q1 上のグラフを見て、あなたはどのようなことに気づきましたか？



Q2 災害時、誰一人取り残されないうために、配慮や支援が必要な人々には、どのような人がいますか？



○ 災害時要配慮者等の人権

災害時、被災したすべての人に人権問題が起きる可能性があります。特に、高齢者（一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯）、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人などの「災害時要配慮者」といった立場の人に起きやすいと言われています。例えば、高齢者、障がい者の中には、瞬時の判断や行動が難しく、災害時に素早い行動がとれない人もいます。また、様々な事情で避難所に行けない人や自宅等でとどまることを選択する人もいます。避難所においては、和式トイレが不便だったり、少しの段差でも障壁（バリア）になったりする場合があります。視覚や聴覚に障がいのある人や外国人にとっては、避難所での様々な情報を得ることが困難な場合があります。

Q3 災害時要配慮者等に対して、それぞれにどのような支援や配慮が必要だと考えられますか？

○ 様々な避難の状況から考えましょう

被災後には、多くの被災した人が避難のために集まってきます。学校等が避難所として運用されることが多いようですが、様々な避難の場所や方法があります。

写真①：令和6年1月能登半島地震後、学校の体育館に避難する様子



出典：防災情報「令和6年能登半島地震による能登町の被害状況」（内閣府）

写真②：平成28年4月熊本地震後、校庭で車中避難する様子



出典：熊本災害デジタルアーカイブ（提供者：三重県いなべ市）

写真③：令和6年1月能登半島地震後、ビニールハウスに自主避難する様子



出典：防災情報「令和6年能登半島地震における避難所運営の状況」（内閣府）

Q4 写真①から③を見て、あなたが感じたことや気付いたこと、人権上の課題はありませんか？

○ 男女共同参画の視点による取組

これまでの災害において、避難所によっては女性リーダーが不在で、防災の意思決定過程や災害対応の現場での女性の参画が十分に確保されていませんでした。そのため、被災者支援において女性と男性で異なるニーズに適切な対応ができていないという課題が生じました。こうした観点から令和6年能登半島地震において、内閣府男女共同参画局は、「**災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～**」に基づく取組を被災地方公共団体に要請しました。

男女共同参画の視点から、どのように避難所を開設・運営していけばよいか、次のワークシートをもとに話し合しましょう。

避難所運営ワークシート

① 避難所のスペース	
プライバシー	例) 男女別更衣室、男女別休養スペースがある。
要配慮者	例) 乳幼児のいる家庭用エリアがある。
トイレ	例) 安全で行きやすい場所に設置されている。
表示・情報	例) 掲示板による情報提供がされている。
② 避難所の運営体制・運営ルール	
運営体制(組織)	例) 管理責任者には男女両方を配置している。
運営ルール	例) 女性用品は、女性担当者が配布を行う。
ニーズの把握	例) 意見箱等、避難者からの要望や困りごとを受けられる仕組みがある。
③ 暴力防止・安全の確保	
例) 就寝場所や女性専用スペース等へ巡回警備が行われている。	

参照：「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」



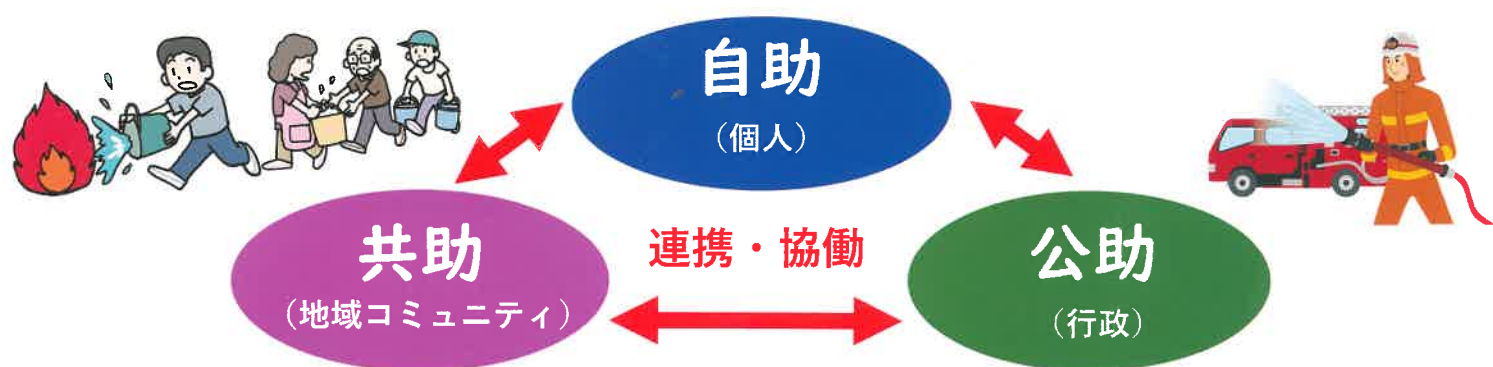
○ 共助（きょうじょ）の意識を高めよう

防災対策や災害対応では、「自助（じじょ）」、「共助（きょうじょ）」、「公助（こうじょ）」という考え方があります。個人、地域コミュニティ、行政が連携・協働することが重要です。特に大きな災害発生直後には、行政による支援が届くまで共助が欠かせません。

自助 「自分の命は自分で守ること」です。防災の基本とされています。

共助 「家族だけでなく、隣近所、地域コミュニティ（自治会など）単位での助け合いの体制を構築すること、災害発生時には共に助け合うこと」です。

公助 「行政による救助、支援のこと」です。



共助は、日々の暮らしの中でも大切なことであり、その意識を高めるには、**他者に対する配慮が重要**です。また、**人権意識を高めることが、共助の意識を高めることにもつながり**、様々な人権問題を解決していく上でも大切です。

○ 災害時における偏見や差別をなくそう

東日本大震災（平成23年3月）では、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に関連した、様々な風評によって偏見や差別が起きました。また、令和6年の能登半島地震では、事実に基づかない情報がSNSに投稿され、混乱したり、支援がうまく届かなかったりしました。大きな災害が起こったときに、**不確かな情報に基づき他人を不当に扱ったり、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報を発信したりすることは、人権侵害であるだけでなく、避難や復興のさまたげにもなりかねません**。普段から**合理的に物事を判断できる人権意識**を高めていきましょう。

Q5 災害時における偏見や差別をなくしていくために、あなたは普段からどう行動していきますか？



○ 防災に関する情報や人権に関する相談窓口

● 防災に関する情報

・徳島県公式SNS

防災情報（避難情報、気象情報、気象警報、土砂災害警戒情報、高潮特別警戒水位情報、河川水位警戒情報など）の配信



(LINE)



(X)



(Facebook)

・安心とくしまホームページ

災害時の緊急情報や、日頃からの防災対策に役立つ情報など



・気象庁ホームページ

防災情報、各種データ・資料、地域の情報、知識・解説など



・内閣府ホームページ(防災情報のページ)

災害情報、防災対策、被災者支援、広報・啓発活動など

※「防災庁」設置の基本方針が令和7年12月26日に閣議決定されました。



● 人権侵害等に関する相談窓口

・法務局

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

※受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

☎0570-003-110

※接続できない時(徳島地方法務局)

☎088-611-3820

※インターネット相談受付窓口(右の二次元コード)



・あいぼーと徳島(徳島県立人権教育啓発推進センター)

センターでの人権相談

※受付時間 午前10時から午後6時まで(月曜休館日)

☎088-664-3701



徳島県教育委員会人権教育課

■ 電話: 088-621-3155

■ E-Mail: jinkenkyouikuka@pref.tokushima.lg.jp

令和8年3月発行